

麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約

作成　一九八八年二月二〇日（ヴィーン）

効力発生　一九九〇年一月一日

日本国
当事国　五〇（他に五百〇〇）

この条約の締約国は、
麻薬及び向精神薬の不正な生産、需要及び取引が大量であり、
かつ、増加の傾向にあることが、人類の健康及び福祉に対し重大
な脅威となり並びに社会の経済的、文化的及び政治的基盤に悪影
響を及ぼすことを深く憂慮し、
更に、麻薬及び向精神薬の不正取引の侵食が種々の社会集団に
おいて継続的に増大していること、特に、世界の多くの地域において児童が
不正な薬物の消費の市場として並びに麻薬及び向精神薬の不正な生産、分配及び取引のために利用されている事実
が計り知れないほど重大な危険を伴うものであることを深く憂慮
し、不正取引との他の関連する組織的な犯罪活動との結び付きが、
正当な経済活動を害し並びに国の安定、安全及び主権に脅威を与
えることを認め、
更に、不正取引が国際的な犯罪活動であり、その防止のために
は緊急の注意を払い及び最高の優先度を与える必要があることを
認め、
不正取引が生み出す大きな経済的利益及び富により、国際的な
犯罪組織、合法的な商取引又は金融取引の事業及び
社会一般のあらゆる段階に浸透し、これらを汚染し及び堕落させ
ることを可能としていることを認識し、
不正取引を行う者からの犯罪活動による収益を剥奪し、これ
により不正取引を行う主要な動機を無くすことを決意し、
麻薬及び向精神薬の濫用の問題の根本的な原因（麻薬及び向
精神薬の不正な需要並びに不正取引により生ずる極めて大きな利益
を含む）を除去することを希望し、



麻薬及び向精神薬の製造に使用されるある種の物質（前駆薬）、化學物質及び溶剤を含む）であつて、その入手が容易であるため、に麻薬及び向精神薬の密造の増加をもたらすものを監視するための措置が必要であることを考慮し、海上における不正取引の防止について國際協力を一層推進することを決意した。不正取引を撲滅することがすべての國の共同の責務であること及びその撲滅のために國際協力の枠組みの下で協同して行動することが必要である」とを認め、麻薬及び向精神薬の密造の権限を認め、また、その統制に關係する國際機関が國際連合の枠内にあることを希望し、麻薬及び向精神薬の分野の現行の条約の基本原則並びにこれらにより具体化されている統制制度を再確認し、不正取引の大きな規模及び範囲並びにそのもだらす重大な結果に対応するため、一千九百六十一年の麻薬に関する单一の条約、一千九百六十一年の麻薬を改正する一千九百七十一年の向精神薬に関する条約により改正された同条約及び一千九百七十一年の向精神薬に関する条約に定める措置を強化及び補完することの必要性を認め更に、不正取引に係る国際的な犯罪活動の防止を目的とする刑罰を強化することを重要であるとのを認め、特に不正取引の防止を目的とした不正取引の問題金額の種々の部面、特に麻薬及び向精神薬の分野における現行の条約に定められない新しい部面について考慮する包括的、効果的及び実効的な国際条約を締結することを希望して、ここに、次のとおり協定する。

第一条 定義 この条約においては、別段の明示的な定めがある場合及び文脈により別に解釈される場合を除くほか、次の定義に従う。

(a) 「統制委員会」とは、一千九百六十一年の麻薬に関する单一の条約及び一千九百六十一年の麻薬に関する单一の条約を改正する一千九百七十二年の議定書により改正された同条約の付表I及び付表IIに掲げる天然又は合成の物質をいう。

(b) 「大麻植物」とは、カンナビス属の植物をいう。

(c) 「コカ樹」とは、エリロキシロン属の植物をいう。

(d) 「収益」とは、第一条の規定に従つて定められる犯罪の実行により生じて又は直接若しくは間接に得られた財産のため、商人、貨物又は郵便物の輸送に從事する人又は公的、私的の他の団体をいう。

(e) 「麻薬貿易会」とは、國際連合の経済社会理事会の麻薬委員会をいう。

(f) 「没収」とは、裁判所その他の権限のある当局の命令による財産の永久的な剝奪をいう。

(g) 「監視付移転」とは、第三条の規定に従つて定められる犯罪を実行し又はその実行に参与した者を特定するため、一又は二以上の國の権限のある当局が、事情を知りながら、かつ、その監視の下に、麻薬、向精神薬、この条約に附屬する付表I若しくは付表IIに掲げる物質又はこれらに代わる物質の不正又はその疑いがある送り荷が当該又は二以上の國の領域を出、これを通過し又はこれに入ることを認めたこととする方法をいう。

(h) 「一千九百六十一年の条約」とは、一千九百六十一年の麻薬に関する单一の条約を改正する一千九百七十一年の向精神薬に関する条約を改正された一千九百六十一年の条約とは、一千九百六十一年の麻薬に関する单一の条約を改正する一千九百七十二年の議定書に改正された一千九百六十一年の麻薬に関する单一の条約を改正する一千九百七十二年の議定書に改められた一千九百六十一年の条約を改められた一千九百七十二年の議定書に改められた一千九百六十一年の条約を改められた一千九百七十二年の議定書をいう。

(i) 「理賛会」とは、國際連合の經濟社会理事会をいう。

(j) 「凍結」又は「押収」とは、裁判所その他の権限のある当局が出した命令に基づき財産の移転、転換、処分若しくは移動を一時的に禁止すること又は當該命令に基づき財産の一時的な保管若しくは管理を行うことをいう。

(k) 「不正取引」とは、第三条の1及び2に規定する犯罪をい

(l) 「不正取引の防止」は、当該命令に基づき財産の移動を一時的に禁止すること又は當該命令に基づき財産の一時的な保管若しくは管理を行うことをいう。

(m) 「不正取引」とは、第三条の1及び2に規定する犯罪をい

(n) 「麻薬」とは、一千九百六十一年の麻薬に関する单一の条約及び一千九百六十一年の麻薬に関する单一の条約を改正する一千九百七十二年の議定書により改正された同条約の付表I及び付表IIに掲げる天然又は合成の物質をいう。

(o) 「大麻植物」とは、カンナビス属の植物をいう。

(p) 「監視付移転」とは、監視付移転の規定に従つて定められる財産又はその無形であるか無形であるかを問わず、あらゆる種類の財産及びこれらの財産に関する権又は権利を証明する法律上の書類又は文書をいう。

(q) 「財産」とは、有体物であるか、動産であるか不動産であるか及び有形であるか無形であるかを問わず、自然の産物をいう。

(r) 「事務総長」とは、國際連合事務総長をいう。

(s) 「付表I」と及び「付表II」とは、この条約に附屬する付表Iから付表IVまでに掲げる天然若しくは合成の物質又はその無形であるか無形であるかを問わず、あらゆる種類の財産及びこれらの財産に関する権又は権利を証明する法律上の書類又は文書をいう。

(t) 「付表I」と及び「付表II」とは、この条約に附屬する付表Iから付表IVまでに掲げる天然若しくは合成の物質又はその無形であるか無形であるかを問わず、あらゆる種類の財産及びこれらの財産に関する権又は権利を証明する法律上の書類又は文書をいう。

(u) 「通過地」とは、不正な麻薬、向精神薬並びに付表I及び付表IIに掲げる物質がその領域を移動する國であつて、これらの原産地でも最終向地でもないものをいう。

第二条 条約の適用範囲 1 この条約の目的は、締約国が國際的ないかわりもをもつて麻薬及び向精神薬の不正取引の種々の部面に對処することができるよう締約國間の協力を促進することにある。締約国は、この条約に基づく義務を履行するに当たり、自國の立法に関する制度の基本的な規定に従つて、必要な措置、立法上及び行政上の措置を含むことをとる。締約国は、國の主権平等及び領土保全の原則並びに國內問題への干渉の原則に反しない方法で、この条約に基づく義務を履行する。

3 締約国は、他の締約國の領域において、当該他の締約國の当局がその國內法により専ら有する裁判權の行使及び任務の遂行について、一層効果的に対処することができるよう締約國間の協力を促進することにある。

2 締約国は、この条約に基づく義務を履行するに当たり、自國の立法に関する制度の基本的な規定に従つて、必要な措置、立法上及び行政上の措置を含むことをとる。締約国は、國の主権平等及び領土保全の原則並びに國內問題への干渉の原則に反しない方法で、この条約に基づく義務を履行する。

第一項の規定によつて、當該他の締約國の當局がその國內法により専ら有する裁判權の行使及び任務の遂行について、一層効果的に対処することができるよう締約國間の協力を促進することにある。

第三条 (犯罪及び制裁) 1 締約国は、自國の國內法により、故意に行われた次の行為を犯罪とするため、必要な措置をとる。

(a) (i) 千九百六十一年の条約、改正された一千九百六十一年の条約又は一千九百七十二年の条約の規定に違反して、麻薬又は向精神薬を生産し、製造し、抽出し、製剤し、提供し、販売し、販売のために提供し、分配し、販売し、交付(名目のいかんを問わない)し、仲介し、発送し、通過発送し、輸送し、



- (ii) 輸入し又は輸出すること。
- (iii) 条約の規定に違反して、麻薬を生産するためにけし、コカ
樹又は大麻植物を栽培すること。
- (iv) 規定する行為のために麻薬又は向精神薬を所持し又は購入すること。
- (v) 麻薬又は向精神薬の不正な栽培、生産又は製造のために用いられることを知りながら、装置、原料又は付表Ⅰ若しくは付表Ⅱに掲げる物質を製造し、輸送し又は分配すること。
- (vi) (i)から(iv)までに規定する犯罪を組織的若しくは管理し又はこれらに資金を提供すること。
- (vii) (a)の規定に従つて定められる犯罪又はこれらの犯罪への参加行為により生じた財産であることを知りながら、当該財産の不正な起源を隠匿し若しくは偽装する目的又はこれららの犯罪を実行し若しくはその実行に與した者がその行為による法律上の責任を免れることを援助する目的で、当該財産を転換し又は移転すること。
- (viii) (a)の規定に従つて定められる犯罪又はこれらの犯罪への参加行為により生じた財産であることを知りながら、当該財産の眞の性質、出所、所在、処分若しくは移動又は当該財産に係る権利若しくは当該財産の所有権を隠匿し又は偽装すること。
- (ix) 自國の憲法上の原則及び法制の基本的な概念に従うことを条件として、
- (i) (a)の規定に従つて定められる犯罪又はこれらの犯罪への参加行為により生じた財産であることを当該財産を受けて取った時において知りながら、当該財産を取得し、所持又は使用すること。
- (ii) 麻薬又は向精神薬の不正な栽培、生産又は製造のために用いられており又は用いられないことを知りながら、装置、原料又は付表Ⅰ若しくは付表Ⅱに掲げる物質を所持すること。
- (iii) この条の規定に従つて定められる犯罪を実行し又は麻薬若しくは向精神薬を不正に使用することを方法のいかんを問わざる公然とおり又は喫すこと。

- (iv) この条の規定に従つて定められる犯罪に参加し、これを共謀し、これに係る未遂の罪を犯し、これを助長し、教唆若しくは援助し又はこれについて相談すること。
- (v) 締約国は、自國の憲法上の原則及び法制の基本的な概念に従うことを条件として、千九百六十一年の条約又は千九百七十二年の条約、改訂された千九百六十一年の条約又は千九百七十二年の条約に違反して麻薬又は向精神薬を個人的の使用のため故意に所持し、購入し又は栽培することを犯罪とするため、必要な措置をとる。
1. に規定する犯罪の要件として求められる認識、故意又は目的、客觀的な事實の状況によって推測することができる。
2. に規定する犯罪の要件として求められる認識、故意又は目的、客觀的な事實の状況によって推測することができる。
3. に規定する犯罪の要件として求められる認識、故意又は目的、客觀的な事實の状況によって推測することができる。
4. (a) 締約国は、1の規定に従つて定められる犯罪の実行につき、これらの犯罪の重大性を考慮した拘禁刑その他の形態の自由を剝奪する刑、罰金刑、没収等の制裁を科する。
- (b) 締約国は、1の規定に従つて定められる犯罪の実行につき、有罪判決又は罰金のほかに、犯罪者が薬物、治療、後保護、更生、社会復帰等の措置を受けることとすることができる。
- (c) (a)及び(b)の規定にかかわらず、締約国は、軽微な性質の事件について適當な場合には、有罪判決又は處罰に代わるものとして、教育、更生、社会復帰等の措置を講ずることができるものとし、また、犯罪者が薬物、医薬品、監査官であるときは、治療及び後保護の措置を講ずることができる。
- (d) 締約国は、2の規定に従つて定められる犯罪につき、有罪判決若しくは処罰に代わるものとして又は有罪判決若しくは復讐のほかに、犯罪者への治療、教育、後保護、更生又は社会復帰のための措置を講ずることとができる。
5. 締約国は、自國の裁判所その他の機関のある当局が、1の規定に従つて定められる犯罪につき、公訴を提起することができる長期の公訴期間を定めるものとし、また、容疑者が裁判を逃れるとして次のような事實の状況を考慮することができるよう
6. 締約国は、裁判所その他の機関のある当局が、1の規定に従つて有罪とされた者の早期懲役放又は假釈放の可否を検討するに当たり、このようないくつかの犯罪の重大性及び5の状況に留意することを確保する。
7. 締約国は、適當な場合には、自國の国内法により、1の規定に従つて定められる犯罪につき、公訴を提起することができる長期の公訴期間を定めるものとし、また、容疑者が裁判を逃れるとして次のようないくつかの犯罪の重大性及び6の状況に留意することを確保する。
8. 締約国は、自國の裁判所その他の機関のある当局が、1の規定に従つて定められる犯罪につき、公訴を提起することができる長期の公訴期間を定めるものとし、また、容疑者が裁判を逃れるとして次のようないくつかの犯罪の重大性及び7の状況に留意することを確保する。
9. 締約国は、自國の裁判所に適合する範囲内で、1の規定に従つて定められる犯罪について訴追され又は有罪とされた者で自國の領域内において発見されたものが所要の刑事手続に頭出することを確保するための適切な措置をとる。
10. この条に基づく締約国間の協力(特に、第五条から第七条まで及び第九条の規定に基づくものを含む)においては、この条の規定に従つて定められる犯罪は、財政に係る犯罪、政治犯又は政治的活動による犯罪として取り扱つてはならない。もともと、締約国は、憲法上の制限及び基本的な国内法の規定の適用を妨げるものではない。
11. この条のいかなる規定も、締約国の国内法によりこの条に規定する犯罪及び当該犯罪に係る法律上の犯罪阻却事由を定義しない。

- (d) 犯罪者による暴力の行使又は武器の使用でいるという事實未成年者の犠牲又は利用
- (e) 犯罪者による公職があり、かつ、当該犯罪がその公職に關係しているという事實
- (f) 当該犯罪が、刑務所、教育施設若しくは社会サービス施設若しくはこれらの近傍において又は学生及び生徒が教育活動において行われたという事實
- (g) 外國の判決であるか自國の判決であるかを問わず過去の有罪判決特に当該犯罪と同様の犯罪についての過去の有罪判決(自國の国内法により認められる範囲内のものに限る)を行つた者の訴追に関する国内法における法律上の量的的な権限が、これらの犯罪に関する法の執行が最大の効果を上げるよう、かつ、これらの犯罪の実行を制止することの必要性について妥当を考慮するよう努める。
- (h) 犯罪者を公職に就くことのないようにして、教育、更生、社会復帰等の措置を講ずることができるものとし、また、犯罪者が薬物、医薬品、監査官であるときは、治療及び後保護の措置を講ずることとができる。
- (i) 犯罪者による公職があり、かつ、当該犯罪がその公職に關係しているという事實
- (j) 当該犯罪以外の國際的かつ組織的な犯罪活動に犯罪者がかかわっていること。
- (k) 当該犯罪の実行によって助長されるその他の違法行為に犯罪者がかかわっていること。



並びにこれらの犯罪を訴追及び処罰するという原則に影響を及ぼすものではない。

第四条（裁判権）

1 締約国は、

次の場合において前条1の規定に従つて自國が定める犯罪についての自國の裁判権を設定するため必要な措置をとる。

(a) 犯罪が、自國の領域内で行われる場合

(ii) 犯罪が、その行われる時に自國の法律により登録され若しくは自國の旗を掲げることを認められていた船舶又は当該時に自國の法律により登録されていた航空機内で行われる場合

(b) 次の場合において前条1の規定に従つて自國が定める犯罪についての自國の裁判権を設定するため必要な措置をとる

(i) 犯罪が、自國の国民又は自國の領域内に常居所を有する者によつて行われる場合

(ii) 犯罪が、自國が第七条の規定に従つて適当な措置をとることについて許可を得た船舶で行われる場合。ただし、その裁判権の行使は、同条の4及び9の規定に基づく確定又は取扱に従つて行。

(iii) 犯罪が前条1(c)項の規定に従つて定められる犯罪である場合において、当該犯罪を、同条1の規定に従つて定められた別の犯罪と見做す場合においては、自國が他の締約国

に對して次いずれかの事由により当該容疑者の引渡しを行わない場合は、前条の規定に従つて自國が定める犯罪についての自國の裁判権を設定するため必要な措置をとる。

(ii) 犯罪が、自國の領域内に所在し、かつ、自國が他の締約国に對して次いずれかの事由により当該容疑者の引渡しを行わない場合は、当該時自國の法律により登録されていなかった船舶内で行われたこと。

(i) 犯罪が、自國の領域内に所在し、かつ、自國が他の締約国に對して当該容疑者の引渡しを行わない場合は、前

(b) (ii) 容疑者が自國の領域内に所在し、かつ、自國が他の締約国に對して次いずれかの事由により当該容疑者の引渡しを行わない場合は、当該時自國の法律により登録されていなかった船舶内で行われたこと。

(i) 犯罪が、自國の領域内に所在し、かつ、自國が他の締約国に對して次いずれかの事由により当該容疑者の引渡しを行わない場合は、当該時自國の法律により登録されていなかった船舶内で行われたこと。

(ii) 犯罪が、自國の領域内に所在し、かつ、自國が他の締約国に對して当該容疑者の引渡しを行わない場合は、前

条1の規定に従つて自國が定める犯罪についての自國の裁判権を設定するため必要な措置をとることができる。

この条約は、締約国が自國の国内法に従つて設定した刑事裁判権の行使を排除するものではない。

第五条（没収）

1 締約国は、次のもの没収を可能とするため、

必要な措置をとる。

(a) 第三条1の規定に従つて定められる犯罪により生じた収益又はその収益に相当する価値を有する財産

(b) 第三条1の規定に従つて定められる犯罪において、方法のいかんを問わず、用い又は用いようとした麻薬、向精神薬、原薬及び装置その他の道具

2 締約国は、また、自國の権限のある当局が1の収益、財産又は道産その他の物を最終的に没収するために特定し、追跡及び没収又は押収をすることができるようにするため、必要な措置をとる。

3 締約国は、この条に規定する措置を実施するため、自國の裁判所その他の権限のある当局に対し、銀行、財務又は商取引の記帳の提出又は押収を命令する権限を与える。締約国は、銀行による秘密の保持を理由としては、この3の規定に基づく行動をとることを拒否することができない。

4 (a) 締約国は、1の収益、財産及び道具その他の物が自國の領域内にある場合には、第三条1の規定に従つて定められる犯罪についての裁判権を設定した他の締約国によるこの条の規定に基づく要請により、次のいずれかの措置をとる。

(i) 没収についての命令を得るため、当該要請を自國の権限のある当局に提出し、当該命令が出されたときは、これを執行すること。

(ii) 当該要請を行つた締約国により出された1の規定に基づく要請を受けた他の締約国の領域内に

(i) ある場合は、當該命令を、要請される範囲内で執行するため、当該要請を受けた締約國の権限のある当局に提出する。

(ii) 異なる場合は、當該命令を、要請される範囲内で執行するため、当該要請を受けた締約國の権限のある当局に提出する。

(iii) (b)の規定に基づく要請については、當該要請を行つた締約国が基礎とする事実の記述及び要請する措置についての記載

(iv) (b)の規定に基づく要請についての記載

(v) 締約国は、この4の規定を実施する自國の法令の条文及びその法令に変更があった場合にはその変更後の条文を、事務

(vi) (b)の規定に基づく要請についての記載

(vii) (b)の規定に基づく要請についての記載

(viii) (b)の規定に基づく要請についての記載

(ix) (b)の規定に基づく要請についての記載

(x) (b)の規定に基づく要請についての記載

(xi) (b)の規定に基づく要請についての記載

づく要請に従い自國が没収についての命令を最終的に出したために1の収益、財産又は道具その他の物を特定し、追跡し及び凍結又は押収することができるようするための措置をとる。

この条約は、締約国が自國の国内法及び行政手続に従つて处分する。

締約国は、この条に基づく國際協力の実効性を高めるため、

その他の締約国との間で、この条に基づく協定を締結する。

締約国は、この条に基づく協定を締結する。



(i) 者運を払うことができる。

(ii) (a) の収益若しくは財産の価値、これらの収益若しくは財産の売却により生じた資金又はこれらの価値若しくは収益の相当額分を、盜賊及び強盗による不正取引及び濫用の防止に専ら取り組んでいる政府機関に寄附すること。

定期的に又は個々の場合に応じて、(a) の収益若しくは財産又はこれらの売却により生じた資金を、自國の国内法若しくは行政手続又はこれらの配分のために締結する二国間若しくは多數国間の協定に従い他の締約国との間で配分すること。

収益が他の財産に変形し又は転換した場合には、当該収益代えて当該他の財産につきこの条に規定する措置をとることとする。(b) 収益が合法的な出所から取得された財産と混同した場合は、押収又は凍結のいかなる権限も害されることなく、当該混同した収益の評価価値を限度として当該財産について没収することができる。

(c) 次のものから生じた収入その他の利益について、収益と同様の方法により及び同様の限度においてこの条に規定する措置をとることができる。

9 収益
(i)(ii) 収益が変形し又は転換した財産

10 収益が混同した財産、没収の対象となる疑いがある収益その他の財産の合法的な出所に、本国の国内法の原則及び司法その他の手続の性質に適合する範囲内で証明責任が転換されることを確保することを検討することができる。

8 この条の規定は、善意の第三者の権利を害するものと解して國內法に従つて、かつ、これを条件として定められ及び実施されといふ原則に影響を及ぼすものではない。

第六章 犯罪人引渡し
1 この条の規定は、締約国が第三条の規定に従つて定める犯罪について定める犯罪について適用する。

2 この条の規定の適用を受ける犯罪は、締約国間の現行の犯罪引渡し条約における引渡し罪とみなされる。締約国は、相互間

で浮上締結されるすべての犯罪人引渡し条約にこの条の規定の適用を受ける犯罪を引渡し罪として含めることを約束する。

3 条約の存在を犯罪人引渡しの条件とする締約国は、自國との間に犯罪人引渡しの条件とする締約国は、自國との間に犯罪人引渡しをしない場合に、この条約をこの条の規定の適用渡しの請求を受けた場合には、この条約をこの条の規定の適用を受ける犯罪に関する犯罪人引渡しのための法的根拠とみなすことができる。この条約を犯罪人引渡しの法的根拠とするために具体的な立法を必要とする締約国は、必要な立法を行うことを考慮する。

4 条約の存在を犯罪人引渡しの条件としない締約国は、相互間で、この条の規定の適用を受ける犯罪を引渡し罪と認める。犯人引渡しは、請求を受けた締約国の法令に定める条件又は適用可能な犯罪人引渡し条約に定める条件に従う。これらの条件には、請求を受けた締約国が犯人引渡しを拒否することができる理由を含む。

5 この条の規定による請求を受けた締約国は、当該請求を考慮するに当たり、自國の司法当局その他の権限のある当局が、当該請求に応ずるににより、人種、国籍若しくは政治的情見を理由とする当該請求の対象となる者の訴訟若しくは被処罰を容易に又はその者がこれらの中の理由による侵害を受けると信ずるに足りる実質的な根拠がある場合には、当該請求に応ずることを拒否することができる。

6 締約国は、この条の規定の適用を受ける犯罪につき拘禁刑その他の刑を科する場合において、当該請求を受けた者をその者の自國においてその刑の執行を可能とするため、当該国に移送することに関する二国間又は多數国間の協定(個別的なものである)を締結する場合において、当該請求を行なうことを考慮する。

7 引渡し手続を迅速に行なうよう努めるものとし、また、この手続についての証拠に関する要件を簡易にするよう努める。

8 請求を受けた締約国は、状況が正當かつ緊急であると認められる場合において当該請求が受けた者を拘禁する場合においては、自國の司法及び犯罪人引渡し条約に従つことをし、その引渡しが求められている自國の領域内に所在する者を扣留することとその他犯人引渡し手続へのその者の出頭を確保するための適切な措置をとることができる。

9 締約国は、容疑者が自國の領域内において発見された場合において、自國の国内法に従つて設定した刑事裁判権の行使を妨げられることなく、(a) 第三条の規定に従つて定められる犯罪について定められる犯罪につき第四条第2(a)に規定する事由に基づいて当該容疑者の引渡しを行わない場合

合には、請求を行なった締約国との間で別段の合意があるときを除くほか、訴追のため自國の権限のある当局に事件を付託する。

10 (b) 第三条の規定に従つて定められる犯罪につき当該容疑者の引渡しを行はず、かつ、当該犯罪について第四条第2(b)に基づく裁判権を設定している場合には、請求を行なった締約国からその正当な裁判権を保持するための請求を受けたときを除くほか、訴追のため自國の権限のある当局に事件を付託する。

11 請求を受けた締約国は、刑の執行を目的とする犯人引渡しをその引渡しの対象となる者が自國の国民であるという理由により拒否した場合において、当該請求を行なった締約国からの申し出があるときは、自國の法律が認め、かつ、その法律の要件に適合する限りにおいて、当該請求を行なった締約国の法律に従つて言語でされた刑又はその残余の執行について考慮する。

12 締約国は、犯人引渡しを行なうのはその実効性を高めるための手段であるかを問わないことを締結することを考慮することができる。

13 締約国は、この条の規定に従つて与えられる法律上の相互援助についての相互援助の実施

14 (a) この条の規定に従つて与えられる法律上の相互援助についての相互援助の実施

15 (b) この条の規定のための要請ができる。供述の取得

16 (c) 判決上の文書の送達の実施

(d) (e) (f) (g) (h) (i) (j) (k) (l) (m) (n) (o) (p) (q) (r) (s) (t) (u) (v) (w) (x) (y) (z)



3 跡 約国は、要請を受けた締約国の国内法によって認められる他の形態の法律上の援助を相互に与えることができる。

4 締約国は、要請があるときは、自國の国内法及び慣行に適合する範囲内で、捜査に協力し若しくは司法手続に参加することに同意する者（抑留中の者を含む）の出頭又は協力を促進し、又は奨励する。

5 締約国は、銀行による秘密の保持を理由としては、この条の規定に基づく法律上の相互援助を与えることを拒否することができない。

6 この条の規定は、刑事問題に関する法律上の相互援助を全面的に定める現行又は将来結される二国間又は多国間の他の条約に影響を及ぼすものではない。

7 8から19までの規定は、関係締約国が法律上の相互援助に関する条約によって拘束されない場合には、この条の規定に従つて行われる要請について適用する。当該関係締約国がそのような条約によって拘束されている場合には、そのような条約の対応する規定は、当該関係締約国がこれらの規定に代えて8から19までの規定を適用することに合意する場合を除くほか、適用する。

8 締約国は、法律上の相互援助の要請を実施し又はその要請を

9 その実施のための権限のある当局に送付する責任及び権限を有する二の当局又は必要な場合は二以上の当局を指定する旨を通知し、指定期された者は、又は二以上の当局の事を事務総長に通知する。

10 法律上の相互援助の要請の送付及びその要請に関する通報は、締約国が指定した当局の間で行う。この規定は、このようないを要請及び通報が外交上の経緯において可能な場合には、各締約国が受け入れることができる言語による書面によって行う。緊急の状況における要請は、口頭によつて行われることを要求する締約国の権利を害するものではない。

11 10 法律上の相互援助の要請には、次の事項を含む。

(a) 要請を行った当局の特定
(b) (a)の要請を行った締約国が受け入れることができる場合に係る捜査、訴追又は司法手続の対象及びその性質並びにこれらの捜査、訴追又は司法手続を行う当局の名称及び任務
(c) 開闢する事実の概要（裁判上の文書の送達のための要請の場合を除く）
(d) 要請する援助についての記載及び要請を行った締約国がどちらにとて希望する特別の手続の詳細
(e) 可能な場合には、関係者の特定、居所及び国籍
(f) 証拠、情報又は指證が求められる目的
12 要請を受けた締約国は、追加の情報が自國の国内法に従つて當該要請の実施を容易にできることができる場合は、當該追加の情報を探求することができる。
13 要請は、當該要請を受けた締約国が提供したものとし、また、その国内法に違反しない範囲内で、及び可能な場合は当該要請において明記された手続が実施する。當該要請を受けた締約国は、當該要請を受けた締約国が提供した情報又は証拠を當該要請を受けた締約国との事前の同意なしに、當該要請において明記された捜査、訴追又は司法手続以外のものために送付し、又は利用してはならない。
14 要請を行った締約国は、當該要請を受けた締約国が當該要請の実施のための権限のある当局に送付する責任及び権限を有する二の当局又は必要な場合は二以上の当局を指定する旨を通知し、指定期された者は、又は二以上の当局の事を事務総長に通知する。法律上の相互援助の要請の送付及びその要請に関する通報は、締約国が指定した当局の間で行う。この規定は、このようないを要請及び通報が外交上の経緯において可能な場合には、各締約国が受け入れることができる言語による書面によって行う。緊急の状況における要請は、口頭によつて行われることを要求する締約国の権利を害するものではない。

(c) 要請を受けた締約国の当局が、当該要請に係る犯罪と同様の犯罪について捜査、訴追又は司法手続が当該当局の管轄内において行なうことができるが、直ちに書面によつて確認する。

15 (a) 要請がこの条の規定に従つて行われていない場合、要請を受けた締約国が當該要請の実施により自國の主権、安全、公の秩序その他の重要な利益を害されるおそれがあると認めれる場合に適用する。

(b) 法律上の相互援助は、次の場合には拒否することができます。
16 要請を受けた締約国が受け入れることができない場合にあっては、當該要請は、自國の国内法により禁止されているとき。

(d) 要請を受けた締約国が受け入れることが可能な場合には、この相互通報による法律上の相互援助を拒否する場合には、その理由を示さなければならぬ。要請を受けた締約国は、進行中の捜査、訴追又は司法手続が法律上の相互援助により妨げられることが理由として、その相互通報を延期することができる。この場合において、当該要請を行った締約国は、自國が必要と認める条件に従つてその相互援助を行なうか行わないかについて決定するために当該要請を行つた締約国と協議する。

17 要請を行つた締約国において、司法手続において証言を行ひ又は捜査、訴追若しくは司法手続に協力することに同意する証人、専門家その他の者は、当該要請を受けた締約国の領域を出発する前行為、不作為又は有罪判決につき、當該要請を行つた締約国の領域において開闢する場合には、その期間（当該兩締約国が合意する期間）内において當該要請を行つた締約国から離れた機会を有していくにもかかわらず、當該領域内に任意に滞在していたときにあっては、當該期間が満了した時に自ら離れたことによる自己の自由意思で當該領域に戻ってきたときにつきは、その時にそれを終了する。

18 要請の実施に要する通常の費用は、関係締約国において別段の合意がある場合を除くほか、當該要請を受けた締約国が負担する。要請を行つた締約国が當該要請の実施により高額の費用又は特別の性質の経費が必要であり又は必要となる場合には、関係締約国は、當該要請を実施する条件及び費用の負担の方法を決定するために協議する。

19 締約国は、必要ある場合は、この条の規定の目的に寄り、この条の規定を実際に実施し又はこの条の規定の効果を高めるための二国間又は多国間の協定等は取極の緒結の可能性を考慮する。

第八条（手続の移管）締約国は、裁判の正当な運営にかかる



と認める場合には、第三条の規定に従つて定められる犯罪の

刑罰を適用するための手続を相互に移管するとの可能性について考慮する。

第九条（その他の形態の協力及び訓練） 1 締約国は、自國の法律又は行政上の制度に従つて第三条の規定に従つて定められたる犯罪の実行を防止するための法執行の活動の効果を上げるために、相互にかつ緊密に協力する。締約国は、特に、二国間又は多數国間の協定又は取扱に基づき、次のことを行う。

(a) 第三条の規定に従つて定められる犯罪のすべての面

(b) (自國が適当と認める場合には、他の犯罪活動との関連を含

たるに、相互にかつ緊密に協力する。締約国は、特に、二国間又は多數国間の協定又は取扱に基づき、次のことを行う。

(c) 第三条の規定に従つて定められる犯罪のすべての面

(d) (自國が適当と認める場合には、他の犯罪活動との関連を含

たるに、相互にかつ緊密に協力する。締約国は、特に、二国間又は多數国間の協定又は取扱に基づき、次のことを行う。

(e) 第三条の規定に従つて定められる犯罪のすべての面

(f) (自國が適当と認める場合には、他の犯罪活動との関連を含

たるに、相互にかつ緊密に協力する。締約国は、特に、二国間又は多數国間の協定又は取扱に基づき、次のことを行う。

(g) 第三条の規定に従つて定められる犯罪のすべての面

(h) (自國が適当と認める場合には、他の犯罪活動との関連を含

たるに、相互にかつ緊密に協力する。締約国は、特に、二国間又は多數国間の協定又は取扱に基づき、次のことを行う。

(i) 第三条の規定に従つて定められる犯罪のすべての面

(j) (自國が適当と認める場合には、他の犯罪活動との関連を含

たるに、相互にかつ緊密に協力する。締約国は、特に、二国間又は多數国間の協定又は取扱に基づき、次のことを行う。

(k) 第三条の規定に従つて定められる犯罪のすべての面

(l) (自國が適当と認める場合には、他の犯罪活動との関連を含

たるに、相互にかつ緊密に協力する。締約国は、特に、二国間又は多數国間の協定又は取扱に基づき、次のことを行う。

(m) 第三条の規定に従つて定められる犯罪のすべての面

(n) (自國が適当と認める場合には、他の犯罪活動との関連を含

たるに、相互にかつ緊密に協力する。締約国は、特に、二国間又は多數国間の協定又は取扱に基づき、次のことを行う。

(o) 第三条の規定に従つて定められる犯罪のすべての面

(p) (自國が適当と認める場合には、他の犯罪活動との関連を含

たるに、相互にかつ緊密に協力する。締約国は、特に、二国間又は多數国間の協定又は取扱に基づき、次のことを行う。

(q) 第三条の規定に従つて定められる犯罪のすべての面

(r) (自國が適当と認める場合には、他の犯罪活動との関連を含

たるに、相互にかつ緊密に協力する。締約国は、特に、二国間又は多數国間の協定又は取扱に基づき、次のことを行う。

第一条（監視付移転） 1 締約国は、自國の国内法の基本原則によつて認められる場合には、第三条の規定に従つて定められ

る犯罪にかかわつてゐる者を特定し、その者に対する法的措置を行つたものとし、また、必要な場合には、その決定に当たり、財政上の取扱及び関係締約国の裁判権の行使に関する了解を考慮することができる。

2 監視付移転の利用が合意された後正しく送り荷について、関係締約国の同意の下にこれを差し止め、及び麻薬若しくは向精神薬をそのまま又はその部を抜き取つて若しくは差し換えて送付の航行を認めることができる。

3 向精神薬の不正な製造に使用される物質を麻薬又は向精神薬の不正な製造に使用される物質を麻薬又は向精神薬の不正な製造に使用される物質を防止するための適當な措置を採ることを認めた場合に、関係締約国は、このために相互に協力する。

4 締約国は、この条に基づく國際協力及び援助（第一〇条）についての討論を協力する。

5 締約国は、自國の向精神薬の不正な製造に使用される物質を麻薬又は向精神薬の不正な製造に使用される物質を防止するための措置を採ることを認めた場合に、関係締約国は、このために相互に協力する。

6 締約国は、この条に基づく國際協力及び援助（第一〇条）についての討論を協力する。

7 締約国は、この条に基づく國際協力及び援助（第一〇条）についての討論を協力する。

8 締約国は、この条に基づく國際協力及び援助（第一〇条）についての討論を協力する。

9 締約国は、この条に基づく國際協力及び援助（第一〇条）についての討論を協力する。

10 締約国は、この条に基づく國際協力及び援助（第一〇条）についての討論を協力する。

11 締約国は、この条に基づく國際協力及び援助（第一〇条）についての討論を協力する。

12 締約国は、この条に基づく國際協力及び援助（第一〇条）についての討論を協力する。

13 締約国は、この条に基づく國際協力及び援助（第一〇条）についての討論を協力する。

14 締約国は、この条に基づく國際協力及び援助（第一〇条）についての討論を協力する。

15 締約国は、この条に基づく國際協力及び援助（第一〇条）についての討論を協力する。

16 締約国は、この条に基づく國際協力及び援助（第一〇条）についての討論を協力する。

17 締約国は、この条に基づく國際協力及び援助（第一〇条）についての討論を協力する。

18 締約国は、この条に基づく國際協力及び援助（第一〇条）についての討論を協力する。

19 締約国は、この条に基づく國際協力及び援助（第一〇条）についての討論を協力する。

20 締約国は、この条に基づく國際協力及び援助（第一〇条）についての討論を協力する。

21 締約国は、この条に基づく國際協力及び援助（第一〇条）についての討論を協力する。

22 締約国は、この条に基づく國際協力及び援助（第一〇条）についての討論を協力する。

23 締約国は、この条に基づく國際協力及び援助（第一〇条）についての討論を協力する。

24 締約国は、この条に基づく國際協力及び援助（第一〇条）についての討論を協力する。

25 締約国は、この条に基づく國際協力及び援助（第一〇条）についての討論を協力する。

26 締約国は、この条に基づく國際協力及び援助（第一〇条）についての討論を協力する。

27 締約国は、この条に基づく國際協力及び援助（第一〇条）についての討論を協力する。

28 締約国は、この条に基づく國際協力及び援助（第一〇条）についての討論を協力する。

29 締約国は、この条に基づく國際協力及び援助（第一〇条）についての討論を協力する。

30 締約国は、この条に基づく國際協力及び援助（第一〇条）についての討論を協力する。

31 締約国は、この条に基づく國際協力及び援助（第一〇条）についての討論を協力する。

32 締約国は、この条に基づく國際協力及び援助（第一〇条）についての討論を協力する。

33 締約国は、この条に基づく國際協力及び援助（第一〇条）についての討論を協力する。



ての評価(当該物質を付表Ⅰ又は付表Ⅱに加える)ことが正当な

使用及び不正な製造に及ぼすと思われる効果を含む)を、その

評価に照らして適当と認める監視措置を勧告するとき)にあって

(a)はその勧告とともに、通知する。

(b)当該物質が麻薬又は向精神薬の不正な製造に頻繁に使用さ

れる場合、

(c)麻薬又は向精神薬の不正に製造された量及び程度が国際的

な行動を正当化するに足りる公衆の健康上又は社会上の深刻な問題を引き起こすこと。

(d)麻薬委員会は、締約国が提出した意見及び統制委員会の意見及び勧告を考慮する(ただし、科学的な事項に関する統制委員会の評価は、そのままで受け入れなければならない)とともに、

その他閑遠のあるすべての要因を十分考慮して、その構成国の三分の一以上での多数による譲渡で、一つの物質を付表Ⅰ又は付表Ⅱに加えることを決定することができる。

(e)事務総長がこの条の規定に基づいて行ういすれの決定も、

事務総長によつて他の者(この条の規定で定められるものであるか締約国となることができるものであるかを問わない)及び統制委員会に通知される。当該決定は、その通知日の後百八十日を経過した後、各締約国について完全に効力を生ずる。

(f)この条の規定に基づいて行われた麻薬委員会の決定は、い

ずれかの締約国がその決定の通知の日の後百八十日以内に要

請の場合には、理事会の審査を受ける。審査の要請は、事務総長に

送付する。

(g)事務総長は、審査の要請及び関係資料の写しを麻薬委員会、

理事会及びすべての締約国に送付し、九百日以内にその意見を提出するよう要請する。事務総長が受領したすべての

意見は、審議のため理事会に提出される。

(h)理事会は、麻薬委員会の決定を確認又は取り消すことができる。理事会の決定の通知は、すべての国その他の者(二

千九百六十一年の条約及び一千九百七十一年の条約の原則的规定の適用を妨げることなく、締約国は、自國の領域において

行われる付表Ⅰ及び付表Ⅱに掲げる物質の製造及び分配を監

視するに適当と認める措置をとる。

(i)そのため、締約国は、次のことを行うことができる。

(a)当該物質の製造及び分配に従事する人及び企業を監督す

ること。

(b)当該物質は分配を行つ施設及びその建造物を免許制度

によって監督すること。

(c)免許を取得した者が(i)に規定する業務を行うための許可を受けることを義務付けること。

(d)輸出される物質の数量を定める。

(e)輸出者(輸入者)及び可能な場合には荷受人の氏名及び住

所によって監督すること。

(f)輸出される物質の名称を記載する。

(g)輸出される物質の数量を定める。

(h)輸出される物質の数量を定める。

(i)輸出者(輸入者)及び可能な場合には荷受人の氏名及び住

所によって監査することができるようにする。

(j)輸出される物質の名称を記載する。

(k)輸出される物質の数量を定める。

(l)輸出される物質の数量を定める。

(m)輸出者(輸入者)及び可能な場合には荷受人の氏名及び住

所によって監査することができる。

(n)輸出者(輸入者)及び可能な場合には荷受人の氏名及び住

所によって監査することができる。

(o)輸出者(輸入者)及び可能な場合には荷受人の氏名及び住

所によって監査することができる。

(p)輸出者(輸入者)及び可能な場合には荷受人の氏名及び住

所によって監査することができる。

(q)輸出者(輸入者)及び可能な場合には荷受人の氏名及び住

所によって監査することができる。

(r)輸出者(輸入者)及び可能な場合には荷受人の氏名及び住

所によって監査することができる。

(s)輸出者(輸入者)及び可能な場合には荷受人の氏名及び住

所によって監査することができる。

(t)輸出者(輸入者)及び可能な場合には荷受人の氏名及び住

所によって監査することができる。

(u)輸出者(輸入者)及び可能な場合には荷受人の氏名及び住

所によって監査することができる。

(v)輸出者(輸入者)及び可能な場合には荷受人の氏名及び住

所によって監査することができる。

(w)輸出者(輸入者)及び可能な場合には荷受人の氏名及び住

所によって監査することができる。

(x)輸出者(輸入者)及び可能な場合には荷受人の氏名及び住

所によって監査することができる。

(y)輸出者(輸入者)及び可能な場合には荷受人の氏名及び住

所によって監査することができる。

(z)輸出者(輸入者)及び可能な場合には荷受人の氏名及び住

所によって監査することができる。



な。三案（原料及び製品）締約国は、麻薬及び向精神薬の不正な生産又は製造のための原料及び装置の取引及び利用を防止する。

第一四案（麻薬植物の不正な栽培を撲滅し並びに麻薬及び向精神薬の不正な需要を無くすための措置）1 締約国がこの条約によりとする措置は、一千九百六十一年の条約、改正された一千九百六十一年の条約及び一千九百七一年の条約の規定であった、麻薬及び向精神薬を含有する植物の不正な栽培を撲滅するため並びにこれらの麻薬及び向精神薬の不正な需要を無くすために適用されるものよりも緩やかなものであつてはならない。

締約国は、麻薬又は向精神薬を含有するけし、コカ樹、大麻等の植物であつて本国の領域において不正に栽培せられたものにつき、その不正な栽培を防止し及びこれらの植物を撲滅するための適当な措置をとる。その措置をとるに当たっては、基本的人権を尊重するものとし、また、歴史的にみてその証拠がある場合には伝統的かつ正当な使用に妥当な考慮を払うとともに、環境の保護についても妥当な考慮を払う。

締約国は、撲滅のための努力の実効性を高めるために協力することができる。その協力には、特に、適当な場合には、

不正な栽培に代え経済的に成り立つ事業ができるようになると、総合的な農村開発のための支援を含めることができる。市場のよき農村開発のための計画を実施するに先立ち、市場への進出の機会、資源利用の可能性、社会経済の一般的な状況などの要素を考慮するものとする。

締約国は、その他の適当な協力についての措置に話し合意することができる。

(b) 締約国は、また、接觸を促進するための技術的情報を交換し並びに調査を行うことを促進する。

(c) 共通の圏域を有する締約国は、その圏域に沿つたそれぞれの地域における撲滅計画について協力するよう努める。

締約国は、人類の苦しみを軽減させ及び不正取引に対する金銭上の誘因を無くすため、麻薬及び向精神薬の不正な需要は、特く又は減少させるための戦略をとる。

（d）世界保健機関等の専門機関その他の権限ある国際機関の勧告並びに一千九百八十七年に開催された薬物の濫用及び不正取引に関する国際会議において採択された総

合対策要綱のうち、防止、治療及び更生の分野における政府機関、非政府機関及び民間の努力に関するものを基礎とすること。

締約国は、麻薬及び向精神薬の不正な需要を無くしために適当と認める措置をとるものとし、このために協力する。

第一五案（商業運送業者）1 締約国はこの条約に付表I及び付表IIに掲げる物質を早期に廃棄し又は合法的に処分するため並びに正当に証明された必要量のこれらの物質を証拠として用いることができるようにするための必要な措置をとることができる。

締約国は、また、押収し又は没収した麻薬、向精神薬並びに付表I及び付表IIに掲げる物質を早期に廃棄し又は合法的に処分するため並びに正当に証明された必要量のこれらの物質を証拠として用いることができるようにするための必要な措置をとることができる。

第一五案（商業運送業者）1 締約国は、商業運送業者が用いる輸送手段が第三条Iの規定に従つて定められる犯罪の実行に利用されることのないよう適切な措置をとる。その措置には、商業運送業者との間の別別の取扱いを含むことができる。

（a）締約国は、商業運送業者に対し、その輸送手段が第三条Iの規定に従つて定められる犯罪の実行に利用されることを防止するための注意を払うことを義務付ける。その注意には、

（b）商業運送業者が当該締約国の領域内に主たる営業所を有する場合には、常に積荷の目録を提出すること。

（c）（i）容易なときは事前に積荷の目録を提出すること。

（ii）装わしい送り手又は人を判別するため職員を訓練すること。

（iii）職員の誠実性を高めること。

（b）商業運送業者が当該締約国の領域内において営業を行つる場合には、常に積荷の目録を提出すること。

（c）（i）容易なときは事前に積荷の目録を提出すること。

（ii）（a）（b）（c）（d）（e）（f）（g）（h）（i）（j）（k）（l）（m）（n）（o）（p）（q）（r）（s）（t）（u）（v）（w）（x）（y）（z）

第一六案（商取引の書類及び輸出品の表示）1 締約国は、麻薬及び向精神薬の合法的な輸出について書類が適切に備えられることを義務付ける。一千九百六十一年の条約、改正された一千九百六十一年の条約及び一千九百七一年の条約、改正された一千九百六十六年の条約、三千九百三十条及び一千九百七十一年の条約第十二条の規定に従つて必要とされる書類のほかに、商取引の書類例えば送り状、積荷の目録、税關の書類、輸送についての書類、その他の積荷についての書類等には、輸出する麻薬及び向精神薬につき、一千九百六十一年の条約及び一千九百七一年の条約、改正された一千九百六十六年の条約、三千九百三十条及び一千九百七十一年の条約のそれぞれ付表に掲げる名称で輸出される数量並びに輸出者、輸入者及び能な場合には受取人の氏名及び住所が含まれなければならない。

締約国は、輸出する麻薬及び向精神薬の送り荷に不適正な表示がなによくすることができる。

第一七案（海上における不正取引）1 締約国は、海洋に関する国際法により、海上における不正取引を防止するため、可能な限りの協力を図る。

締約国は、自國の旗を掲げておらずかつ登録簿を表示していない船の船舶又は旗を掲げておらずかつ登録簿を表示していない船の船員が不正取引に関与していると疑うに足る合理的な理由を有するときは、不正取引のためこれららの船舶が用いられないことを防止するに当たり、他の締約国への援助を要請することができる。

締約国は、その旨を旗國の通報及び登録簿の確認を要請を受けた締約国は、その用いることのできる手段の範囲内で援助を行ふ。

締約国は、あくまで自國で使用する船舶であつて他の締約国の旗を掲げ又は登録簿を表示するものが不正取引に関与していると疑うに足る合理的な理由を有する場合は、その旨を旗國の通報及び登録簿の確認を要請することができる。

（a）（b）（c）（d）（e）（f）（g）（h）（i）（j）（k）（l）（m）（n）（o）（p）（q）（r）（s）（t）（u）（v）（w）（x）（y）（z）

（a）（b）（c）（d）（e）（f）（g）（h）（i）（j）（k）（l）（m）（n）（o）（p）（q）（r）（s）（t）（u）（v）（w）（x）（y）（z）

（a）（b）（c）（d）（e）（f）（g）（h）（i）（j）（k）（l）（m）（n）（o）（p）（q）（r）（s）（t）（u）（v）（w）（x）（y）（z）

（a）（b）（c）（d）（e）（f）（g）（h）（i）（j）（k）（l）（m）（n）（o）（p）（q）（r）（s）（t）（u）（v）（w）（x）（y）（z）

（a）（b）（c）（d）（e）（f）（g）（h）（i）（j）（k）（l）（m）（n）（o）（p）（q）（r）（s）（t）（u）（v）（w）（x）（y）（z）

（a）（b）（c）（d）（e）（f）（g）（h）（i）（j）（k）（l）（m）（n）（o）（p）（q）（r）（s）（t）（u）（v）（w）（x）（y）（z）

（a）（b）（c）（d）（e）（f）（g）（h）（i）（j）（k）（l）（m）（n）（o）（p）（q）（r）（s）（t）（u）（v）（w）（x）（y）（z）

（a）（b）（c）（d）（e）（f）（g）（h）（i）（j）（k）（l）（m）（n）（o）（p）（q）（r）（s）（t）（u）（v）（w）（x）（y）（z）



をること。

5 関係締約国は、この条の規定に従つて措置をとる場合には、

海上の關係人の命、船舶及び機械の安全を危うくし又は旗國その他の関係國の商取引上及び法律上の利益を害することのないよう妥当な考慮を払つ。

6 締約国は、1に規定する義務の範囲内で、4の時に自己に要請を行つた締約国との間において合意される条件（責任に関する条件を含む）を付することができる。

7 3及び4の規定の適用上、締約国は、自國の旗を掲げる船舶が自國の旗を掲げることが許されているかを確定するため他の締約国からの要請及びの規定に従つて与えられる許可についての要請に対し、速やかに回答する。締約国は、この締約の結果に、これらの要請を受け及びこれらの要請に回答するの当局又是必要な場合は、その指定期限内にその指定については、その指定期の後一箇月以内に事務総長を通じて他のすべての締約国に通報する。

8 この条の規定に基づく措置をとる締約国は、その措置の結果を速やかに関係旗國に通報する。

9 締約国は、この条の規定を実施し又はその実効性を高めるため、二国間又は地域間の協定又は取扱を締結することを考慮する。

10 4の規定に基づく措置は、軍艦、軍用航空機その他政府の公務に使用せられておりかつ識別地

9 この条の規定により得たものとされるべきである。この条の規定に基づいてこれらのことからくる影響を及ぼすことのないよう妥当な考慮を払つ。

11 この条の規定に基づいてこれらのことからくる影響を及ぼする國際法に基づく沿岸國の権利及び義務並びに裁判権の行使を妨げ又はこれらに影響を及ぼすことのないよう妥当な考慮を払つ。

第一八条（自由貿易港及び自由港）¹ 締約国は、自由貿易地帯及び自由港において、麻薬、向精神薬並びに付表I及び付表IIに掲げる物質の不正取引を防止するため、自國の領域の他の

部分において適用されている措置よりも緩やかな措置をとつてはならない。

第二十一条（締約國は、次のことに努める。）

(a) 自由貿易地帯及び自由港における貨物及び人の移動を監視

すること。そのためには、権限のある当局に対し、貨物、入港

し又は出港する船舶（遊覧船及び漁船を含む）、航空機及び車両を検査し並びに適当の場合には、組員、乗務員及び乗客並びにこれらの者の荷物を検索する権限を有する。

(b) 自由貿易地帯及び自由港を出入りする送り荷であつて、麻薬、向精神薬並びに付表I及び付表IIに掲げる物質を含んでいふと疑われるものを探知するための制度を設け、維持するここと。

(c) 港、ドック区域及び空港並びに自由貿易地帯及び自由港内の境界管理地点における監視制度を設け、維持すること。

第一九条（郵便の利用）¹ 締約国は、万国郵便連合の諸約に定める義務に従い、自國の国内法の基本原則に基づき、不正引用に興味を有するための措置をとるものとし、そのために相互に協力する。

(a) 不正取引に郵便を利用するのを防止し及び抑制するため協同して行動執行の職員が、郵便物に含まれる麻薬、向精神薬又は付表IIに掲げる物質の不正な送り荷を探知するための検査及び取締りの技術を導入し、維持すること。

(b) 権限に必要な正確を確保するための適當な方法を用いることを可能とするため立法上の措置をとること。

第二十条（締約国が提出する資料）¹ 締約国は、自國の領域におけるこの条約の運用に関する資料、特に次の資料を事務総長を通じて麻薬委員会に提出する。

(c) 司法手続に必要な正確を確保するための適當な方法を用いることを可能とするため立法上の措置をとること。

(d) 第一条に定める手続に従い、付表I及び付表IIを改正することができる。

(e) この条約に基づいて自國の採択する決定及び勧告について、これに沿った措置をとることを考慮するように、非締約国の注意を喚起することができる。

(f) この条約に基づいて自國の採択する決定及び勧告について、これに沿った措置をとることを考慮するように、非締約国の注意を喚起することができる。

(g) 第二十二条に定める手続に従い、付表I及び付表IIを改正することができる。

(h) 第二十三条に定める手続に従い、付表I及び付表IIの規定につき、統制委員会は、(a)の規定に基づく措置をとった後、必要と認めるときは、関係締約国に対し、これらの規定を実施するよう促すことができる。

(i) 第二十二条に定める手續に従い、付表I及び付表IIの規定に基づく措置をとった後、必要と認めるときは、関係締約国に対し、これらの規定を実施するよう促すことができる。

(j) 第二十三条に定める手續に従い、付表I及び付表IIの規定に基づく措置をとるまでは、(a)

もとして取り扱う。

(k) 統制委員会は、関係締約国がこの(b)の規定に従つてとることを求めることができる。

(l) 統制委員会は、(b)の規定に基づく措置をとるまでは、(a)

もとして取り扱う。

(m) 統制委員会は、関係締約国がこの(b)の規定に従つてとる

ことを求めることができる。

(n) 統制委員会は、このようめ問題につき締約国及び麻薬委員会の注意を喚起することができる。

(o) 統制委員会が公表する報告には、関係締約国が要請する場合

前条の規定に従つて締約国が提出した資料に基づいて、こ

の条約の実施について検討する。

(p) 締約国からある勧告及び付表I及び付表IIに提出する資料の検討に基づく提案及び一般的的

性格を有する勧告を行うことができる。

(q) 統制委員会の任務に關係のある事項について統制委員会の注意を喚起することができる。

(r) 前条の規定により統制委員会が注意を喚起する事項に

ついて、適當と認める措置をとる。

(s) 第二十二条に定める手續に従い、付表I及び付表IIを改正することができる。

(t) この条約に基づいて自國の採択する決定及び勧告について、これに沿った措置をとることを考慮するように、非締約国の注意を喚起することができる。

(u) 第二十三条に定める手續に従い、付表I及び付表IIを改正することができる。

(v) 第二十二条に定める手續に従い、付表I及び付表IIの規定につき、統制委員会は、(a)の規定に基づく措置をとった後、必要と認めるときは、関係締約国に対し、これらの規定を実施するよう促すことができる。

(w) 第二十三条に定める手續に従い、付表I及び付表IIの規定に基づく措置をとるまでは、(a)

もとして取り扱う。

(x) 第二十二条に定める手續に従い、付表I及び付表IIの規定に基づく措置をとるまでは、(a)

もとして取り扱う。

(y) 第二十三条に定める手續に従い、付表I及び付表IIの規定に基づく措置をとるまでは、(a)

もとして取り扱う。

(z) 第二十二条に定める手續に従い、付表I及び付表IIの規定に基づく措置をとるまでは、(a)

もとして取り扱う。

(aa) 第二十三条に定める手續に従い、付表I及び付表IIの規定に基づく措置をとるまでは、(a)

もとして取り扱う。

(bb) 第二十二条に定める手續に従い、付表I及び付表IIの規定に基づく措置をとるまでは、(a)

もとして取り扱う。

(cc) 第二十三条に定める手續に従い、付表I及び付表IIの規定に基づく措置をとるまでは、(a)

もとして取り扱う。

(dd) 第二十二条に定める手續に従い、付表I及び付表IIの規定に基づく措置をとるまでは、(a)

もとして取り扱う。



には、その意見も含む。

2

いすれの締約国も、自國に直接關係のある問題がこの条の規定に基づいて審議される統制委員会の会合に代表者を出席せらるよう招請される。

3 この条の規定に基づいて採択される統制委員会の決定が全会一致によるものでない場合には、少数意見についても、言及する。

4 この条の規定に基づく統制委員会の決定は、委員の全員の三分の二以上の多数による議決で行う。

5 統制委員会は、(1)の規定に従つてその任務を遂行するに当たり、入手することができる資料の秘密を確保する。

6 この条の規定に基づく統制委員会の實務は、この条により締約国間において締結される条約又は協定の実施については、適用しない。

7 この条の規定は、第三十二条の規定の適用を受ける締約国間の紛争については、適用しない。

第三条(統制委員会の報告) 1 統制委員会は、その業務に関する年次報告を作成する。年次報告には、同委員会が利用することができる資料の分析並びに、適当の場合には、締約国が行なうべきことのできる行動の記述並びに同委員会が付与することを希望する意見及び勧告を含む。統制委員会は、必要と認められる追加の報告を作成することができる。これらの報告は、麻薬委員会は、通常の機関を通じて理事会に提出するものとし、麻薬委員会は、通常の機関を通じて理事会に提出することができる。

2 統制委員会の報告は、事務總長が付与する。

千九百八十九年一月二十八日まではウイーンにある国際連合事務所において、その後は一千九百八十九年十二月二十日までニユーヨークにある国際連合本部において、次のものによる署名のために開放しておく。

2

この条の対象となる事項に関する国際協定を交渉締結及び適用を行う権限を有する地域的な経済統合のための機関(この条の下における締約国又は国内組織)について定める規定は、これらの機関の権限の範囲内でこれらの機関について適用する。

(c)(b)(a)

国際連合ナミビア理事会によって代表されるナミビア

この条の対象となる事項に関する国際協定を交渉締結及び適用を行う権限を有する地域的な経済統合のための機関(この条の下における締約国又は国内組織)について定める規定は、これらの機関の権限の範囲内でこれらの機

関について適用する。

第三条(批准、受諾、承認又は正式の確認行為) 1 この条約によつて批准され、受諾され又は承認されなければならない、また前条(3)の経済統合のための機関によつて正式の確認行為がされなければならない。

2 批准書、承認書又は加入書は、事務總長に寄託する。

3 正式の確認行為の関係文書又は加入書を寄託する第一六条

この地域的な経済統合のための機関については、この条約は、その寄託の後九十日目又はこの条約の規定により効力を生ずる日のいずれか遅い日に効力を生ずる。

4 この条約は、事務總長に対して書面による通告を行つて、いつでも、この条約を廃棄することができる。

5 廃棄は、事務總長が通告を受領した日以後一年で該締約国

について効力を生ずる。

第六条(改正) 1 いすれの締約国も、この条約の改正を提案することができる。改正案及びその理由は、当該締約国が事務總長に通告するものとし、事務總長は、これを他の締約国に通

知するとともに、改正案を受諾するかしないかを照会する。この上にして、改正案についてその配布の後二十四箇月以内に、いずれの締約国も反対しなかつた場合は、その改正案は、受諾されたものとし、当該締約国がその改正に拘束されることに同意を表明する文書を事務總長に寄託した後九十日を経過した後に効力を生ずる。

2 改正案についていすれかの締約国が反対した場合には、事務總長は、すべての締約国と協議するのと、その過半数が賛成するときは、締約国の意見とともにこのような問題を理事会に提出する。理事会は、国際連合憲章第六十二条の規定に従つて、改定案を採択することができる。その議論から生ずる議論を収集するための機関は、その加入書において、この条約が規律する事項に関する自己の権限の範囲を宣言する。

3 これらの機関は、また、この条約規律する事項に関する自己の権限の範囲についての変更を理事会に通報しておく。

第四条(努力発生) 1 この条約は、国又は国際連合ナミビア理事会により代表されるナミビアについて二十番目の批准書、

2 地域的な経済統合のための機関についての変更を理事会に通報しておく。

第五条(争議の解決) 1 この条約の解釈又は適用に関して、締約国間に紛争が生じた場合は、当該締約国は、司法上の手段を用いて、仲介、調停、仲裁、地城的機関への依頼、司法その他他の當該締約国が選択する平和的手段により紛争を解決するが、

2 1に定めるところによつて解決することができない紛争は、いすれかの当事国との要請により、決定のため国際司法裁判所に付託する。

第六条(署名) この条約は、一千九百八十八年十一月二十一日から

2

では、この条約は、その批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託された日の後九十日目以後に効力を生ずる。

3 正式の確認行為の関係文書又は加入書を寄託する第一六条

この地域的な経済統合のための機関については、この条約は、その寄託の後九十日目又はこの条約の規定により効力を生ずる日のいずれか遅い日に効力を生ずる。

4 この条約は、事務總長に対して書面による通告を行つて、いつでも、この条約を廃棄することができる。

5 廃棄は、事務總長が通告を受領した日以後一年で該締約国

について効力を生ずる。

第六条(改正) 1 いすれの締約国も、この条約の改正を提案することができる。改正案及びその理由は、当該締約国が事務總長に通告するものとし、事務總長は、これを他の締約国に通

知するとともに、改正案を受諾するかしないかを照会する。この上にして、改正案についてその配布の後二十四箇月以内に、いずれの締約国も反対しなかつた場合は、その改正案は、受諾されたものとし、当該締約国がその改正に拘束されることに同意を表明する文書を事務總長に寄託した後九十日を経過した後に効力を生ずる。

2 改正案についていすれかの締約国が反対した場合には、事務總長は、すべての締約国と協議するのと、その過半数が賛成するときは、締約国の意見とともにこのような問題を理事会に提出する。理事会は、国際連合憲章第六十二条の規定に従つて、改定案を採択することができる。その議論から生ずる議論を収集するための機関は、その加入書において、この条約が規律する事項に関する自己の権限の範囲を宣言する。

3 これらの機関は、また、この条約規律する事項に関する自己の権限の範囲についての変更を理事会に通報しておく。

第四条(努力発生) 1 この条約は、国又は国際連合ナミビア理事会により代表されるナミビアについて二十番目の批准書、

2 地域的な経済統合のための機関についての変更を理事会に通報しておく。

第五条(争議の解決) 1 この条約の解釈又は適用に関して、締約国間に紛争が生じた場合は、当該締約国は、司法上の手段を用いて、仲介、調停、仲裁、地城的機関への依頼、司法その他他の當該締約国が選択する平和的手段により紛争を解決するが、

2 1に定めるところによつて解決することができない紛争は、いすれかの当事国との要請により、決定のため国際司法裁判所に付託する。

第六条(署名) この条約は、一千九百八十八年十一月二十一日から



第二十六条(c)の地域的な経済統合のための機関が、1に定めるところによって解決することができない紛争の当事者である場合には、当該機関は、国際連合の加盟国を通じて、理事会に對し、国際司法裁判所規程第六十五条の規定に従つて国際司法裁判所の勧告的意見を求めることが要請することができる。その勧告的意見は、最終的なものとする。

4 各国はこの条約の署名、批准、受諾若しくは承認又はこの条約への加入の際に、各地域的な経済統合のための機関は署名、正式の確認行為の文書の寄託又は加入の際に、2及び3の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような宣言を行つた締約国との關係において2及び3の規定に拘束されない。

5 4の宣言を行つた締約国は、事務総長に通告することにより、いつでも、その宣言を撤回することができる。

第三条(正文) この条約のアラビア文、中国文、英文、フランス文、ロシア文及びスペイン文は、ひとしく正文とする。

第四条(寄託者) 事務総長は、この条約の寄託者とする。

以上の証據として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

一千九百八十八年十二月二十日にヴィーンで本書一通を作成した。

附屬書
付表I及び付表II
(略)

